

社会福祉法人京王福祉会 役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京王福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び旅費等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程を適用する法人の役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員とする。ただし、法人の職員である理事、評議員選任・解任委員には、適用しない。

(報酬総額)

第3条 役員等の各年度の報酬総額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 理事・監事 | 50万円 |
| (2) 評議員 | 35万円 |
| (3) 評議員選任・解任委員 | 10万円 |

(報酬支給基準)

第4条 役員等の報酬の支給基準は次のとおりの所得税抜額とする。

- | | |
|--|--------|
| (1) 理事・監事 | |
| ① 理事会への出席1回につき | 5,000円 |
| ② 監事監査業務1回につき | 5,000円 |
| ③ 評議員会、評議員選任・解任委員会への出席1回につき | 5,000円 |
| ④ その他指導検査等法人の業務に出席1回につき | 5,000円 |
| ⑤ 定款第26条2の規定による書面又は電磁的記録による議決権の行使1回につき | 5,000円 |
| (2) 評議員 | |
| ① 評議員会への出席1回につき | 5,000円 |
| ② 定款第13条4の規定による書面又は電磁的記録による議決権の行使1回につき | 5,000円 |
| (3) 評議員選任・解任委員 | |
| 評議員選任・解任委員会への出席1回につき | 5,000円 |

(旅費等)

第5条 役員等が法人業務のため鉄道、バスを利用したときの代金、研修会、講習会に出席したときの受講料は、実費を弁償する。

(支給方法)

第6条 報酬の支給は、理事会等へ出席したときに支給する。

2 旅費等は、支払った額が確定したとき以降の理事会等へ出席したときに支給する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会で行う。

(附則)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 評議員選任・解任委員に関する事項は、平成29年2月1日から適用し、平成29年3月31日までの間は、出席1回につき3,000円とする。

3 この規程は、令和3年7月1日一部改正する。